

合併推進協議会だより



第3号

発行責任者 / 阿蘇中部4町村合併推進協議会 会長 河崎敦夫 編集・発行 / 阿蘇中部4町村合併推進協議会事務局 一の宮町宮地1957-4 ☎0967-35-4011

合併推進協議会の状況

二月十三日(木)

第8回阿蘇中部4町村合併推進協議会が一の宮町就業改善センターで開催されました。会議は河崎敦夫協議会会長を議長とし、提案された7議案が審議されましたが、4議案が承認され3議案が継続協議となりました。今回協議事項及び次回提案の事項は次のとおりです。



第8回協議会 二月十三日(木)

場所

一の宮町／就業改善センター会議室

○協議第十号 国民健康保険の取扱いについて(継続)

前回の協議会で、専門部会に下ろして再度多面的に検討をして欲しいとの意見があり継続協議となりましたが、事務局からもう少し検討に時間が欲しいということで、再継続となりました。

○協議第十二号 新市の事務所設置の方式について(継続)

事務所設置の方式も含めて、小委員会を設置し検討することになりました。小委員会は各町村の協議会委員代表三名ずつの計十二名で構成し、所掌事項について調査・審議したうえで協議会に報告し、協議会で確認を受けることになりました。

○協議第十三号 選挙区定数について

十二月三日に行われた第六回協議会において、旧町村ごとに選挙区を設置することで承認されましたが、選挙区ごとの定数については、事務所設置と同じ小委員会において検討することとされました。

○協議第十四号 地方税の取扱いについて

原案どおり承認されました。

(次頁へ続く)

○協議第十四号の二 納税組合・各種
奨励金の取扱いについて

全期前納報奨金の存続について意見
が分かれ、専門部会へもどしたうえで
再度協議することとされました。

○協議第十五号 姉妹都市の取扱いに
ついて

姉妹都市については一度白紙にもど
した上で、新市において存続について
検討したほうが良いのではないかと
意見が出され、継続協議となりました。

○協議第十六号 国際交流事業の取扱
いについて

おおむね原案どおりということとし
たが、新市において存続について検討
したほうが良いのではないかと
意見が出され、継続協議となりました。

○協議第十七号 広報・広聴関係事業
の取扱いについて

原案どおり承認されました。

提案事項

①新市建設計画(将来ビジョン)につい
て

将来ビジョンは、住民の方に、合併
に関する基本的な考え方や、合併した
場合の新市の将来像をお示しするもの
です。先日の住民アンケートを踏まえ
て、新市のまちづくりにあたっての方
向性を新市の将来ビジョン(構想素案)
として提案しました。このビジョンを
たたき台としながら、新市の建設計画
が策定されます。

ビジョン(構想素案)につきまして

は二月中にさらに検討を加えながら、
三月の協議会で最終的な協議を行い、
三月中には各家庭にお届けできるよう
にと考えております。

このビジョンをもとに、四月以降住
民の方々や専門部会によるワークショ
ップを行い、具体的中身をつめながら
新市建設計画を策定していく予定です。
②投票区の見直し、開票所の選定につ
いて

十二月の第六回協議会において、旧
町村ごとに選挙区を設置するというこ
とで確認されましたが、これに伴い、
投票所の見直しや開票所の選定につ
いて、合併までに調整を行う必要があり
ます。

③農業委員会の委員の定数及び任期の
取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の
取扱いについては、専門部会及び農業
委員会の会長、副会長さんの合同会議
等により、検討を進めてまいりました。

選挙による委員の定数については、
合併により一人当たりの担当区域が大
幅に増えることから、合併当初は上限
である三十人以内とする(現員数は五
十六人)、また、委員の地域的な偏り
が生じる恐れがあることから、旧町村
を区域とする四つの選挙区を設置す
るということと提案しております。

選挙による委員の任期については合
併特例法の規定を適用し、合併後一年
を超えない範囲で引き続き在任するこ
ういうことで提案しております。なお、

選任による委員については特例が設け
られておらず合併時に身分を失うため
合併に併せて速やかに選任する必要が
あります。

農業委員会等に関する法律では、一
市町村一農業委員会が原則になってい
ます。ただし、特例によりその区域が
著しく大きい市町村又は区域内の農地
面積が著しく大きい市町村で政令で定
めるもの(区域の面積が二四、〇〇〇
ヘクタールを超える市町村又は農地面
積が七、〇〇〇ヘクタールを超える市
町村)については、区域を二以上に分
けて各区域に農業委員会を置くことが
できるとされています。

農業委員会の設置につきまして、
市町村合併の本旨や、他協議会の事例、
旧町村の枠を超えた農地の流動化が促
進され担い手の育成や規模拡大等によ
る農業経営の確立ができるのではない
かという点などから「新市に一つの農
業委員会を設置」という案と、地域に
より農業形態や農業の方向性が違うと
いうことで「新市に二つの農業委員会
を設置(一の宮町・阿蘇町で一つ、産
山村・波野村で一つ)」という案が出
されており、次回の協議会において併
せて協議する予定です。

④学校教育関係の取扱いについて

4町村には小学校が分校も含め十五校、
中学校が五校あります。少子化により
将来的に児童・生徒数の減少が予想され、
複式学級の解消のためにも統廃合が必

要となることが予想されます。学校の
統廃合については今後の児童・生徒数
の推移を見定めながら「新市において
児童生徒数の推移により、必要に応じ
て計画的に実施を行う」ということで
提案しています。

また、学校施設の老朽化により改修
や改築の必要性があり、「新市におい
て学校施設整備計画を策定し、計画に
沿って整備をおこなう」としてあります。

特殊学級の取扱いについては、入学
前年度早くからの手続きが求められる
ことから、保護者、保育所・幼稚園及
び地域との連携によるニーズの把握を
行い「現行のまま新市に引き継ぐ」と
してあります。

奨学金制度につきましては、新市の
将来を担う若い人材の育成のため、「新
市において基金を創設し、高校、大学
(短大)、専修学校の学生・生徒を対象
とする奨学金制度を設立する」という
ことで提案しました。

学校給食費や給食センターの運営等、
学校給食関係の取扱いについては当面
現行どおりとし、新市において検討す
るということと提案しています。

以上、次回協議予定の四項目につ
いて事務局から事前説明を行いました。
三月十一日の協議会において具体的協
議が行われる予定です。



これまでの協議において

確認された事項

調整項目一覧表について

調整項目一覧表の決定重要度S及びAの項目については、合併協定項目ごとに整理し、協議会で協議する。

決定重要度B及びCの項目については、町村長会及び会長において調整するものとする。

合併協定項目の選定について

阿蘇中部4町村合併推進協議会の合併協定項目は別紙のとおりとする。ただし、必要に応じ追加・修正できるものとする。

平成14年10月1日確認

協議第一号 合併の方式について

一の宮町、阿蘇町、産山村、波野村を廃し、その区域をもって新しい市(町)を設置する新設合併(対等合併)とする

協議第三号 議員の定数及び任期の取扱いについて

協議議員については、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項の規定を適用し、合併後二年間、引き続き新市(町)の議会の議員として在任する。

平成14年11月19日確認

協議第四号 中小選挙区導入の必要性について

新市(町)においては、公職選挙法第十五条第六項の規定により選挙区を設置するものとする。

協議第五号 三役及び教育長の身の取扱いについて

市(町)長のほか、常勤の特別職として助役・収入役・教育長を置く。

特別職の組織体制、給料・手当等については、類似団体等を調査の上4町村の長で調整し、協議会で別途協議する。

平成14年12月3日確認

協議第二号 合併の期日について

阿蘇中部4町村は、合併により市制施行を目指すものとし、合併の期日は平成十七年三月三十一日までとする。

ただし、国において三万人規模の市となるべき要件の特例が延長されない場合は、別途協議する。

協議第六号 地域審議会について

市町村の合併の特例に関する法律第五条の四に基づく、地域審議会を新市において設置する。

地域審議会については、別紙(案)

のとおりとする。

協議第七号 テレワークセンターの取扱いについて

テレワークセンター業務については現行どおりとする。
テレマーケティング業務については合併後にシステムを統一する。
ホームページについては合併後に統一する。

協議第八号 第三セクターの取扱いについて

第三セクターの取扱いについては現行どおりとし、合併後に統合について検討する。
※付帯決議「条件として各団体の株主、出資者等との意見調整を行う。」

協議第九号 電算システム事業の取扱いについて

電算システム事業については、合併時に新しい電算システムを構築し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

協議第十一号 病院、診療所(直営)の取扱いについて

各町村既設の病院、診療所は、住民の健康を守るため、新市に引き継ぐ。

平成15年1月7日確認

協議第十二号 新市の事務所設置の方式について

新市の事務所設置方式及び位置については合併協議会委員で構成する小委員会を設置し、検討する。

協議第十三号 選挙区定数について

各選挙区ごとの定数については合併推進協議会委員で構成する小委員会を設置し、検討する。

協議第十四号 地方税の取扱いについて

(1)4町村で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする

ア、個人町村民税の納期については、一の宮町の例による。

イ、固定資産税の納期については、一の宮町及び阿蘇町の例による。

ウ、入湯税の取扱いについては、阿蘇町の例による。

(2)国土調査については新市に引き継ぎ、新市において早急に調査を完了するものとする。

また、基準点の管理についても新市において引き続き事業を実施するものとする。

協議第十七号 広報・広聴関係事業の取扱いについて

(1)広報誌は毎月発行するものとし、形式、部数、委託先及び配布方法については合併までに調整する。

(2)広聴関係事業については、合併後、新市において検討する。

平成15年2月13日確認



市町村の現況と合併

一、全国の市町村合併の動向

わが国の市町村数は、明治二十一年末には七一、三一四あったとされています。明治二十二年には市制町村制施行に伴う合併施策が推進され、一五、八五九の市町村数となりました。その後も次第に合併が進み、昭和二十年には一〇、五二〇となりました。それから昭和三十年代の前半にかけて、人口八千人を標準として全国一律に推進された『昭和の

大合併』により、昭和三十六年には三、四七二となり、平成十一年四月現在の全国市町村数は、三、二二九となっております。

二、熊本県の市町村数の変遷

熊本県の市町村数は、明治の大合併、昭和の大合併を経て、現在では十一市八十三町村合計九十四市町村です。この数は全国で七位となっております。全国的にみると市町村数が多く、また小規模な市町村が多い県となっております。現在までの県内の合併の変遷は上表のとおりです。

区分 年月	全国市町村数	熊本県の市町村数			
		市	町	村	計
明治21年末	71,314	-	1,419		1,419
明治22年末	15,859	1	380		381
昭和28年10月	9,868	5	41	274	320
昭和31年9月	3,975	9	37	71	117
昭和36年6月	3,472	11	41	49	101
昭和40年4月	3,392	11	48	42	101
昭和44年4月	3,285	11	59	30	100
昭和45年11月	3,272	11	59	28	98
平成3年2月	3,241	11	62	21	94
平成11年4月	3,229	11	62	21	94

阿蘇中部4町村の合併の沿革

町村名	年次	旧町村
一の宮町	昭和29年4月	合体 宮地町、中通村、古城村、坂梨村
阿蘇町	昭和29年4月	合体 内牧町、黒川村、永水村、尾ヶ石村、山田村
産山村	明治22年4月	合体 産山村、田尻村、山鹿村、大利村、片俣村
波野村	明治22年4月	合体 小地野村、小園村、赤仁田村、滝水村、中江村、波野村、新波野村

いま何故合併か？

合併推進の背景

今、全国で市町村の合併事業が進んでいます。本町(村)においても、阿蘇町・一の宮町・産山村・波野村の、阿蘇中部4町村で合併事業を推進しています。このコーナーにおいては現在進められている町村の合併事業について、(財)地方自治研究機構理事長石原信雄氏の講演を引用し「いま何故合併か」について数回に分けて紹介します。

その一 地方分権一括法の施行と市町村

平成十二年四月から、地方分権一括法という法律が施行になりました。地方自治法をはじめとして地方自治に関するたくさん法律が改正になりました。そして行政の進め方が大きく変わりました。これまでの地方行政は、大事なところは国が方針を決めました。中央で大きな方針を決め、実施段階になると、ほとんどの分野で県が指導する。市町村は、国が決めた大きな方針の下で、県の指導を受けながら実施するという状態でありました。

これに対し、二十一世紀の地方行政は市町村が主役になっていくべきだという考え方に成ってきたのです。

これからは、国と県と市町村の関係が従来のような上位下達や命令服従的な形ではなく、県も国も市町村もまったく対等な当事者として、協力していく関係に改めようということになったわけです。そして、住民生活に関わるような仕事はなるべく市町村を中心に、市町村の主導と責任の下で処理するようにしましょうということに変わってきたのです。そうなりますと、市町村がそういう期待に応えられるような実力を備えなければならぬということになります。ところが現在のようないかなる市町村の行政力ではそれに対応できないところがあります。

そういうことで、十二年四月から地方分権一括法が成立施行されました。しかし、市町村の行政区域が従来のままですと、小規模な市町村は、法律が予定しているだけの権限を十分に行使するだけの力がない。スタッフがない、あるいは財政力がないうということになってしまっています。そういう状態を改めて、新しい時代の地方行政の担い手としてふさわしい市町村にしたいというのが今の政府の考え方です。市町村合併は、決して国のため県のために行うものではなく、まさに市町村の住民のために行うものである。住民の福祉のために行うものであるという意識をもっていたいただきたいと思っております。

阿蘇中部4町村合併協議（協定）項目一覧表

○印は第8回協議会までに提案、承認された事項

区分	番号	項目	提案	承認
基本的事項	1	合併の方式	○	○
	2	合併の期日	○	○
	3	新市（町）の名称		
	4	新市（町）の事務所の位置	○	
	5	財産及び債務の取扱い		
合併特例法に規定されている協議項目	6	新市（町）建設計画		
	7	議会議員の定数及び任期の取扱い	○	○
	8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		
	9	地方税の取扱い	○	
	10	一般職員の身分の取扱い		
その他必要な協議事項	11	特別職等の身分の取扱い	○	○
	12	条例、規則等の取扱い		
	13	事務機構及び組織の取扱い		
	14	一部事務組合の取扱い		
	15	使用料、手数料等の取扱い		
	16	公共的団体等の取扱い		
	17	補助金・交付金等の取扱い		
	18	町・村・字名の取扱い		
	19	慣行の取扱い		
	20	国民健康保険の取扱い	○	
	21	介護保険の取扱い		
	22	消防団の取扱い		
	23	行政区の取扱い		
	24	姉妹都市の取扱い	○	
	25	国際交流事業の取扱い	○	
	26	電算システム事業の取扱い	○	○
	27	広報・広聴関係事業の取扱い	○	○
	28	防災関係事業の取扱い		
	29	人権教育・同和対策事業の取扱い		
	30	保健衛生関係事業の取扱い		
	31	病院・診療所（直営）の取扱い	○	○
	32	障害者福祉事業の取扱い		
	33	高齢者福祉事業の取扱い		
	34	児童福祉事業の取扱い		
	35	保育事業の取扱い		
	36	その他の福祉事業の取扱い		
	37	ゴミ収集運搬業務事業の取扱い		
	38	環境対策事業の取扱い		
	39	農林水産関係事業の取扱い		
	40	商工観光関係事業の取扱い		
	41	建設関係事業の取扱い		
	42	上・下水道事業の取扱い		
	43	学校教育関係の取扱い		
	44	社会教育関係の取扱い		
	45	その他の事業の取扱い		

これまでの経過

1月10日～2月13日

- 1月10日 建設部会先進地視察研修（天草上島4町合併協議会）
- 1月10日 第三回国民健康保険分科会（合併推進協議会事務局）
- 1月15日 第十回企画部会（合併推進協議会事務局）
- 1月16日 第十回文教部会（合併推進協議会事務局）
- 1月16日 第七回電算分科会（合併推進協議会事務局）
- 1月17日 小国町・南小国町合併担当者研修来庁（合併推進協議会事務局）
- 1月17日 第九回建設部会（合併推進協議会事務局）
- 1月20日 第七回産業部会（合併推進協議会事務局）
- 1月22日 第九回厚生部会（合併推進協議会事務局）
- 1月22日 幹事会（合併推進協議会事務局）
- 1月23日 第十一回総務部会（合併推進協議会事務局）
- 1月23日 産業部会農業委員会正副会長協議会事務局）
- 1月28日 第一回財政分科会（合併推進協議会事務局）
- 1月28日 総務部会消防団正副団長及び主任会議（阿蘇広域消防本部）
- 1月29日 町村長会（合併推進協議会事務局）
- 1月29日 第八回電算分科会（一の宮町役場）
- 1月29日 第十一回企画部会（合併推進協議会事務局）
- 1月30日 合併協議会委員・幹事会・事務局先進地視察研修（天草合併協議会・天草上島4町合併協議会）
- 1月31日 第十回建設部会（合併推進協議会事務局）
- 2月5日 第十二回総務部会（合併推進協議会事務局）
- 2月5日 第十二回企画部会（合併推進協議会事務局）
- 2月5日 第八回産業部会（一の宮町役場）
- 2月6日 第十一回文教部会（合併推進協議会事務局）
- 2月10日 第十一回建設部会（合併推進協議会事務局）
- 2月12日 第十三回企画部会（合併推進協議会事務局）
- 2月13日 第八回阿蘇中部4町村合併推進協議会（就業改善センター）

合併推進協議会委員 先進地視察研修の報告

去る一月三十日から三十一日にかけて、県内でも先進地である天草合併協議会（二市八町）と天草上島4町合併協議会を視察研修しましたので概要を報告します。

研修には協議会委員（町長、議会代表者、学識経験者で構成）及び各町村総務課長並びに事務局

職員計三十一名（うち女性三名）が参加し、一日目は会場を県天草総合庁舎の会議室で天草合併協議会の山中事務局次長から地方分権や地方財政、また少子高齢化等の福祉行政からみた市町村合併の必要性や合併協定項目の具体的な調整内容について説明を受けました。



特に新市の名称について、この地域の包括的に呼称・総称する名称で歴史的な背景

内外にひろく周知され、住民にもなじみ親しまれている「天草」という名称以外には考えられないということとで「天草市」とつけられ、公募という一般的な方式はとらなかったということでした。

阿蘇と同じ全国有数の観光地である「天草」というブランドへのこだわりには一同深い共感を覚え大変参考になりました。

二日目は、宿舎会議室において、天草上島4町合併協議会の古閑事務局次長から今までの取り組み状況について説明を受けました。

4町合併後の人口は、阿蘇中部4町村と類似しており約三万四千人あまりです。

市か町にするかの議論の中では、天草の玄関口として中核的なまちづくりをしたい、市の方がイメージアップを図るうえで有利である、福祉政策を主体的にやっていきたいといった点などから市制を採択され「上天草市」とつけられました。

両協議会とも合併で一番大切な民意を尊重し、天草合併協議会では住民ワークショップや住民アンケート等により、新市の宝となる資源の発掘や地域に賦存する宝探し・宝づくりに寄り合い会議等ユニークなアイデアで夢のある新市構想を策定中であります。

この二日間、各委員からは活発な

意見や質問が飛び交われ予定時間を大幅に上回る有意義な研修でした。

参考：天草合併協議会（本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町、河浦町、以上合併後の人口約十万人）

天草上島4町合併協議会
（大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町、以上合併後の人口約三万四千七百人）



次回協議会開催日

三月十一日（火）

一の宮町就業改善センター

時間／午後一時三十分からの予定です。

※協議会の開催日及び開催時間
毎月第二火曜日の午後一時三十分開会を原則としています。変更するときはあります。

傍聴等を希望される場合は、事務局又は町村役場にお問い合わせてください。

合併事務局 三五一四〇一一

編集後記

最近、新聞に合併に関する記事が掲載されていない日は少ない。地方版だけでこの状態だから、全国的には相当の数であろうと思います。

熊本県内すでに、合併に関する任意の協議会が九、法定協議会が九の合計十八の協議会が存在し、さらに枠組みを検討している町村があります。

連日合併のことが関心を高めている大きな理由の一つに、十七年三月三十一日の合併特例法の期限がせまっていることがあげられます。すなわち、この期限内までに合併が成立すれば、合併特例法の優遇措置をうけられることになる反面、小規模町村は、単独で残れば財源確保に苦慮することになるといった状況にあるからです。

複数の自治体が一つになることには、たくさんの調整が必要であり、すべてが住民の方に喜ばれることばかりではないでしょう。しかし、国・地方共に財源が豊かでない状況と、交通体系の発達など、時代変化の現状に立ち、将来のことを思い、よりよき方向に足を運ぶべきではないだろうかと思えます。